

豊川市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市下水道条例（昭和55年豊川市条例第16号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システムの適切な使用及び維持管理の確保を図るため、ディスポーザ排水処理システムの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。） 生ごみを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を下水道へ排除する機器の総体をいう。
- (2) 申請者 システムについて、条例第6条に規定する確認を受けようとする者をいう。
- (3) 使用者 システムの維持管理に最終的に責任を負う者で、次に掲げるものをいう。
 - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
 - イ 賃貸の集合建築物の所有者
 - ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表者
- (4) メーカー システムを製造する者をいう。
- (5) 販売店 システムを販売する者をいう。

(設置機種)

第3条 設置するシステムは、公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月改訂）」に基づき下水道協会の製品認証を受けたものでなければならない。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 申請者は、豊川市下水道条例施行規則（昭和55年豊川市規則第6号）第4条第1項に規定する排水設備新設・増設・改築計画確認申請書に、ディ

スポーザ排水処理システム設置計画書(第1号様式。以下「計画書」と言う。)及び別表に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(維持管理)

第5条 使用者は、システムの性能を保持するため、計画書に基づき適正に維持管理しなければならない。

2 使用者は、維持管理体制に変更が生じる場合は、事前に書面で提出しなければならない。

3 使用者は、公共下水道への放流水質が処理水質基準に適合しない場合は、ただちに改善しなければならない。

4 使用者は、堆積汚泥の引き抜き及び処分をする場合のほか、システムの維持管理に関して市長の指示及び指導に従わなければならない。

(資料の保管及び提出)

第6条 使用者は、システムの維持管理に関する資料等を保管しなければならない。

2 使用者は、システムの適正な維持管理を確認するため、公共下水道への放流水質に関する測定結果のほか、市長が前項の資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(使用者の義務の継承)

第7条 システムの設置された建築物等の譲渡、貸付等(以下「譲渡等」という。)があった場合、譲渡等を受けた者は、この要綱で定める使用者の義務を継承する。

(メーカー及び販売店の役割)

第8条 メーカー及び販売店は、市長が行う維持管理に関する指導に協力しなければならない。

2 メーカー及び販売店は、システムの維持管理について、専門の維持管理業者等との契約の上、継続的な維持管理が必要であることを申請者に教示し、理解を得なければならない。

3 メーカー及び販売店は、システム設置後の管理体制を把握するとともに、申請者及び使用者と共に適正な維持管理が行われるよう努めなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、システムの取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する

第 1 号様式(第4条関係)

ディスプレイ排水処理システム設置計画書

年 月 日

豊川市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

ディスプレイ排水処理システムの設置について、次のとおり申請します。

設 置 場 所	
使 用 者	
建 築 物 の 種 類	住宅・集合住宅・事業所等()
メ ー カ ー 名	
販 売 店	
品 名	
施 工 期 間	年 月 日～ 年 月 日
設 置 施 工 業 者	
維 持 管 理 業 者	
備 考	

添付書類 別表に掲げる書類

別表(第4条関係)

ディスポーザ排水処理システム設置に関する提出書類

1 一般事項に関する書類 ① 認定書又は適合評価書の写し ② 設置場所案内図 ③ 排水設備設計図
2 設置設備の仕様書及び承認図 ① ディスポーザ部 ② 排水処理部 ③ 排水処理部の処理能力算定根拠
3 維持管理計画書 ① 維持管理体制 ② 処理水質基準 ③ 維持管理要領(点検項目及び頻度)
4 その他 ① 誓約書(申請者に対して適切な使用及び維持管理を誓約させるためのもの) ② 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約確約書